

高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱

新 旧 対 照 表

新	旧
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
第4条	第4条
(1)～(2)略	(1)～(2) (略)
(3) <u>地域における受入環境整備促進</u> 事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観観産第690号。以下「 <u>地域における受入環境整備促進</u> 事業要綱」という。）第2条第2号に規定する交通サービスインバウンド対応支援事業に該当する事業	(3) <u>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策</u> 事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観観産第690号。以下「 <u>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策</u> 事業要綱」という。）第2条第2号に規定する交通サービスインバウンド対応支援事業に該当する事業
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
(7) <u>地域における受入環境整備促進</u> 事業要綱附則第2条に規定する交通インバウンド環境革新等事業に該当する事業	(7) <u>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策</u> 事業要綱附則第2条に規定する交通インバウンド環境革新等事業に該当する事業
第5条～第6条	第5条～第16条 (略)
第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行う。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。	第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行う。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
(1) 本県において県税の滞納がある者	(1) 本県において県税の滞納がある者 であること。
(2) 別表第2に掲げるいずれかに該当する者	(2) 別表第2に掲げるいずれかに該当する者 であること。
2～3 (略)	2～3 (略)
第8条～第16条 (略)	第8条～第16条 (略)

<p>第 17 条 1～2（略）</p> <p>3 前 2 項において、補助事業者は、総合安全対策事業要綱第 12 条及び第 37 条、維持改善事業要綱第 84 条及び 105 条、<u>地域における受入環境整備促進</u>事業要綱第 37 条及び<u>地域における受入環境整備促進</u>事業要綱附則第 8 条第 2 項又は観光振興事業要綱第 29 条の補助金の額の確定通知その他国の補助金の額の確定に係る通知を受理したときは、速やかにその写しを知事に提出しなければならない。</p> <p>第 18 条～第 25 条（略）</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 4 日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和 7 年 5 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 15 条、第 20 条から第 22 条まで及び第 24 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和 5 月 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、同年 3 月 22 日から施行する。 2 第 6 条の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 6 年 3 月 22 日から施行する。</u></p> <p>別表第 1（第 5 条関係） (1)～(2) 略</p>	<p>第 17 条 1～2（略）</p> <p>3 前 2 項において、補助事業者は、総合安全対策事業要綱第 12 条及び第 37 条、維持改善事業要綱第 84 条及び 105 条、<u>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策</u>事業要綱第 37 条及び<u>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策</u>事業要綱附則第 8 条第 2 項又は観光振興事業要綱第 29 条の補助金の額の確定通知その他国の補助金の額の確定に係る通知を受理したときは、速やかにその写しを知事に提出しなければならない。</p> <p>第 18 条～第 25 条（略）</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 4 日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和 6 年 5 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 15 条、第 20 条から第 22 条まで及び第 24 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和 5 月 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、同年 3 月 22 日から施行する。 2 第 6 条の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別表第 1（第 5 条関係） (1)～(2) 略</p>
--	---

(3) 地域における受入環境整備促進事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

補助事業者	とさでん交通株式会社		土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業	路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業		訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。） ※消費税は、補助対象外とする。	
補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額		補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(4) ~ (6) 略

(7) 地域における受入環境整備促進事業（交通インバウンド環境革新等事業）

補助事業者	四国旅客鉄道株式会社		
補助対象事業	交通サービスの利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業		
補助対象経費	本工事（資産の購入を含む。）、附帯工事費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）※消費税は、補助対象外とする。		
補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額		

別表第2 略

別記
第1号様式（第6条関係）（略）

別紙
令和 年度高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付申請額（内訳書）
補助事業者名

(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

補助事業者	とさでん交通株式会社		土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業	路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業		訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。） ※消費税は、補助対象外とする。	
補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額		補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(4) ~ (6) 略

(7) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通インバウンド環境革新等事業）

補助事業者	四国旅客鉄道株式会社		
補助対象事業	交通サービスの利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業		
補助対象経費	本工事（資産の購入を含む。）、附帯工事費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）※消費税は、補助対象外とする。		
補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額		

別表第2 略

別記
第1号様式（第6条関係）（略）

別紙
令和 年度高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付申請額（内訳書）
補助事業者名

(単位：円)

補助事業の種類	内容	補助事業の着手及び完了の予定日	補助対象経費	補助率	補助金額
		着手完了	工事費 事務費計		
		着手完了	工事費 事務費計		
		着手完了	工事費 事務費計		
		合計			

記入上の注意

- 「補助事業の種類」欄は、高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条各号に掲げるもののうち該当する号の番号を記入してください。
- 同じ「補助事業の種類」があるときは、1行にその合計を記入してください。

添付書類

- 補助対象経費に係る見積書、図面、位置図等（要綱第4条第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる事業に該当する場合は、国への補助金交付申請書一式の写し及び同号の生活交通改善事業計画、生活交通確保維持改善計画又は公共交通利用環境刷新計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画等、第3号又は第4号に掲げる事業に該当する場合は、国への補助金交付申請書一式の写し等）
 - 県以外に補助金の交付の申請をしている場合は、その内訳が分かる書類
 - 本県において県税の滞納がないことを証明する書類（発行から3箇月以内のもの）又は、本県において県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
- ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
- ※2：補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(単位：円)

補助事業の種類	内容	補助事業の着手及び完了の予定日	補助対象経費	補助率	補助金額
		着手完了	工事費 事務費計		
		着手完了	工事費 事務費計		
		着手完了	工事費 事務費計		
		合計			

記入上の注意

- 「補助事業の種類」欄は、高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条各号に掲げるもののうち該当する号番号を記入してください。
- 同じ「補助事業の種類」があるときは、1行にその合計を記入してください。

添付書類

- 補助対象経費に係る見積書、図面、位置図等（要綱第4条第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる事業に該当する場合は、国への補助金交付申請書一式の写し及び同号の生活交通改善事業計画、生活交通確保維持改善計画又は公共交通利用環境刷新計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画、第3号又は第4号に掲げる事業に該当する場合は、国への補助金交付申請書一式の写し）
 - 県以外に補助金の交付の申請をしている場合は、その内訳が分かる書類
 - 本県において県税の滞納がないことを証明する書類（発行から3箇月以内のもの）又は、本県において県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
- ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
- ※2：補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスクング処理を施す等してください。

4 1、2及び3に掲げる書類のほか、参考となる書類

第2号様式（第7条関係）～第4号様式（第10条関係）（略）

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスクング処理を施す等してください。

4 1、2及び3に掲げる書類のほか、参考となる書類

第2号様式（第7条関係）～第4号様式（第10条関係）（略）

第5号様式（第11条関係）（略）

別紙
令和 年度高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付申請額（内訳書）
補助事業者名

（単位：円）

補助事業の種類	内容	補助事業の着手及び完了の予定日	補助対象経費		補助率	補助金額
			金額			
		着手完了	工事費 事務費計			
		着手完了	工事費 事務費計			
		着手完了	工事費 事務費計			
			合計			

記入上の注意

- 「補助事業の種類」欄は、高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条各号に掲げるもののうち該当する号の番号を記入してください。
- 同じ「補助事業の種類」があるときは、1行にその合計を記入してください。
- 変更する部分を上段に括弧書きで記入してください。

添付書類

- 補助対象経費に係る見積書、図面、位置図等（要綱第4条第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる事業に該当する場合は、国への補助金交付申請書一式の写し及び同号の生活交通改善事業計画、生活交通確保維持改善計画又は公共交通利用環境刷新計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画等、第3号又は第4号に掲げる事業に該当する場合は、国への補助金交付申請書一式の写し等）
- 県以外に補助金の交付の申請をしている場合は、その内訳が分かる書類
- 1及び2に掲げる書類のほか、参考となる書類

第5号様式（第11条関係）（略）

別紙
令和 年度高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付申請額（内訳書）
補助事業者名

（単位：円）

補助事業の種類	内容	補助事業の着手及び完了の予定日	補助対象経費		補助率	補助金額
			金額			
		着手完了	工事費 事務費計			
		着手完了	工事費 事務費計			
		着手完了	工事費 事務費計			
			合計			

記入上の注意

- 「補助事業の種類」欄は、高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条各号に掲げるもののうち該当する号の番号を記入してください。
- 同じ「補助事業の種類」があるときは、1行にその合計を記入してください。
- 変更する部分を上段に括弧書きで記入してください。

添付書類

- 補助対象経費に係る見積書、図面、位置図等（要綱第4条第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる事業に該当する場合は、国への補助金交付申請書一式の写し及び同号の生活交通改善事業計画、生活交通確保維持改善計画又は公共交通利用環境刷新計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画、第3号又は第4号に掲げる事業に該当する場合は、国への補助金交付申請書一式の写し）
- 県以外に補助金の交付の申請をしている場合は、その内訳が分かる書類
- 1及び2に掲げる書類のほか、参考となる書類

第 6 号様式（第 12 条関係）～第 11 号様式（第 21 条関係）（略）

第 6 号様式（第 12 条関係）～第 11 号様式（第 21 条関係）（略）